

第3回 口頭弁論(10.15)報告

原告 槌田敦

口頭弁論は、10月15日に行われ、被告気象学会は、気象学会誌『天気』の論文審査について、「基本的に編集委員会の自由裁量である」と陳述しました。つまり、事実に基づく科学雑誌であるのに、一般雑誌並の編集であると主張したのです。

本件は、近藤・槌田論文を誤読に基づき掲載を拒否したもので、かような掲載拒否は違法ではないか、を巡って争われています。

すなわち、編集委員会は、本論文について「原稿では、数年スケールの変動において、気温変動がCO₂の変動に先行すること」を理由に、長期的トレンドにおいても気温上昇がCO₂増加の原因であると主張しているとし、両査読者から「論文として掲載するには適さない」との判断が示されたことにより、「採用は無理」と著者に通知した(編集委員会よりの通知書2月12日)。

しかし、原告は、「この論文は数年規模ではなく、35年間の長期の変動を分析している」と主張し(訴状、5月27日)、かような誤読について説明するよう求めた(求釈明書7月10日)。

これに対し、被告は、両査読者から論文として掲載不相当との判断が示されたことから、「2名の査読者の意見に基づき本論文不採用の決定を行った」とし、誤読したか否かについては問題とするまでもないと回答した(9月3日付被告準備書面(1)2頁第1)。

この論文不採用について、この日の口頭弁論で、原告代理人が被告代理人に被告主張の真意を問い質したところ、被告代理人は、「論文を採用するか否かについては、論文と講演では手続きが違うが、基本的には被告の自由裁量である。被告の誤読があろうとなかろうと関係はない」と述べた。ここで手続きとは、論文では査読者による査読が必要ということを示している。

被告代理人の上記回答を前提にして、次回期日までに、原告より反論することになった。

以上がこの日の裁判の概要で、以下は、この日の裁判に出廷した原告槌田の感想です。

この論文は、近藤と槌田が35年間の長期にわたる気温とCO₂濃度の測定値を分析して得たふたつの事実(①気温とCO₂年間増加量が直接同期対応する、②2000年までの30年間平均気温はCO₂の実質的増加のない温度よりも0.6℃高い)を発表したものです。これを編集委員会は数年規模の研究と誤読したうえで、この事実の発表を自由裁量により掲載不可と決めるなど、事実を基礎に議論することが求められる筈の科学雑誌の編集者のすることではありません。

ここで被告編集委員会は、査読者の判断を口実にしていますが、査読者は匿名であり、自由に意見をいうことができます。したがって、編集委員会はこの査読者の意見をあくまでも参考にして決定するのであって、その責任はすべて編集委員会にあります。その編集委員会が誤読しても許されるような自由裁量をするのでは週刊誌の編集以下ということになるのではないのでしょうか。

次回、第4回口頭弁論は、11月19日(木)10時、東京地裁第527号法廷です。傍聴をお願いします。